

(1) 世界に開かれた都市づくり

ア) 概況

○我が国の平成 22 年末現在の外国人登録者総数は 213 万 4,151 人、前年比で 5 万 1,970 人 (2.4%) 減少しているものの、10 年前 (平成 12 年末) に比べると 44 万 7,707 人 (26.5%) 増加し、10 年前の約 1.3 倍となっています。(図 7-1-1)

○このような状況下、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の推進に取り組む意義が大いに高まっています。

○市町村が日本人と同様、外国人住民に対して基礎的行政サービスを提供するための基盤をなす制度の必要性が増したことから、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、平成 24 年 7 月から「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されることとなりました。

○平成 24 年 1 月 1 日現在、本市の外国人登録者数は 16,954 人、対平成 18 年比で 9.6% (1,492 人) 増加しています。国別では、中国の 7,442 人 (構成比 43.9%)、韓国及び朝鮮の 3,586 人 (21.2%)、フィリピンの 1,814 人 (10.7%) の順であり、これらの合計で全体の 75.7% を占めています。また、平成 23 年 4 月 1 日現在の総人口に占める割合は 1.4% であり、政令指定都市 19 市中第 13 位となっています。(表 7-1-1・2)

○今後、我が国全体が本格的な人口減少社会を迎え、また、経済のグローバル化の一層の進展に伴い、国境を越えた人の移動がさらに活発化すると見込まれる中、本市においても外国人市民の総人口に占める割合は、緩やかに拡大する傾向で推移すると予測されます。

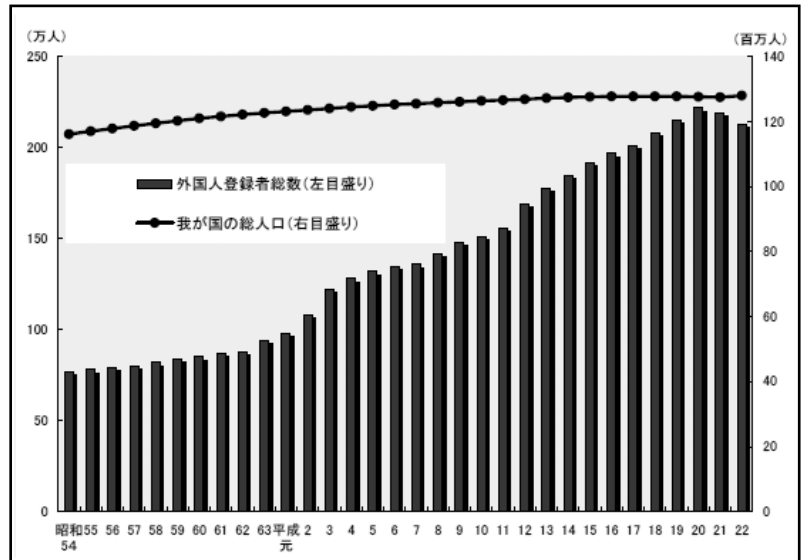


図 7-1-1 外国人登録者総数・我が国の総人口の推移

出典：法務省ホームページより

注) 外国人は各年末、我が国は各年 10 月 1 日現在

表 7-1-1 外国人登録者数の都市間比較

順位	市名	総数 (人)	外国人登録者数 (人)	総人口比 (%)
1	大阪市	2,535,735	119,474	4.7
2	浜松市	818,841	26,668	3.3
3	京都市	1,384,585	41,289	3.0
4	名古屋市	2,260,892	67,070	3.0
5	神戸市	1,542,258	44,156	2.9
6	千葉市	959,414	22,606	2.4
7	川崎市	1,372,386	32,146	2.3
8	横浜市	3,627,000	77,419	2.1
9	福岡市	1,409,297	24,122	1.7
10	相模原市	699,756	10,533	1.5
11	岡山市	699,595	10,057	1.4
12	堺市	837,977	11,963	1.4
13	さいたま市	1,234,274	17,382	1.4
14	広島市	1,159,388	16,078	1.4
15	北九州市	975,360	11,754	1.2
16	静岡市	715,637	8,389	1.2
17	仙台市	1,011,977	9,580	0.9
18	新潟市	801,809	4,404	0.5
19	札幌市	1,915,542	9,546	0.5

出典：各市資料(平成23年4月1日現在)

注)一部、平成23年1月1日及び5月1日現在のデータ有り。

表 7-1-2 外国人登録者数の推移

	総数	中国		韓国及び朝鮮		フィリピン		ブラジル		ベトナム	
		実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)
平成18年	15,462	6,000	38.8	3,671	23.7	1,808	11.7	546	3.5	376	2.4
平成19年	15,571	6,083	39.1	3,657	23.5	1,847	11.9	526	3.4	431	2.8
平成20年	16,121	6,377	39.6	3,736	23.2	1,916	11.9	518	3.2	459	2.8
平成21年	16,591	6,786	40.9	3,797	22.9	1,898	11.4	481	2.9	530	3.2
平成22年	17,091	7,240	42.4	3,738	21.9	1,916	11.2	465	2.7	597	3.5
平成23年	17,507	7,736	44.2	3,697	21.1	1,873	10.7	439	2.5	589	3.4
平成24年	16,954	7,442	43.9	3,586	21.2	1,814	10.7	375	2.2	619	3.7
西区	572	175	30.6	124	21.7	121	21.2	20	3.5	7	1.2
北区	1,730	700	40.5	383	22.1	237	13.7	82	4.7	50	2.9
大宮区	2,155	1,164	54.0	481	22.3	145	6.7	21	1.0	21	1.0
見沼区	2,401	834	34.7	502	20.9	265	11.0	105	4.4	304	12.7
中央区	1,321	640	48.5	289	21.9	105	7.9	16	1.2	35	2.6
桜区	1,853	785	42.4	301	16.2	156	8.4	33	1.8	67	3.6
浦和区	1,710	783	45.8	444	26.0	135	7.9	25	1.5	12	0.7
南区	2,897	1,446	49.9	624	21.5	340	11.7	31	1.1	35	1.2
緑区	881	252	28.6	265	30.1	147	16.7	8	0.9	12	1.4
岩槻区	1,434	663	46.2	173	12.1	163	11.4	34	2.4	76	5.3

出典：市民・スポーツ文化局区政推進室資料(各年1月1日現在)

イ) 本市の主な取組

- 平成 15 年度に「さいたま市国際化推進基本計画」を策定し、国際化施策の指針としてきましたが、予想を超える速度で社会のグローバル化が進んでいることを背景に、平成 19 年 3 月には本計画をより実効性のある計画とするため、平成 19 年 3 月には「さいたま市国際化推進基本計画アクションプラン」を策定しています。
- 平成 19 年度に、埼玉県内では初（全国で 51 番目）の国際会議観光都市に認定され、国連軍縮会議 in さいたま（平成 20、22 年度）や国際さいたまシンポジウム（平成 20、21 年度）などの国際会議を開催しました。また、この他様々なコンベンション事業の誘致、開催支援を関係機関と協力しながら積極的に推進しています。
- 市立中学校の生徒や市内在住高校生の海外派遣、外国語指導助手や日本語指導員の市立小・中・高校等への派遣など、国際教育や交流に取り組んでいます。
- 海外の 5ヶ国 6 都市と姉妹・友好都市提携を締結し、周年時の相互訪問やスポーツをはじめとする様々な分野で交流を図っています。
- 平成 17 年度に国際交流センターを開設し、国際化の推進、外国人市民への支援、多文化共生社会の推進に取り組んでいます。
- だれもが住みやすい多文化共生社会を推進するため、外国人市民の意見を聴取する外国人市民懇話会の設置、公共施設等の案内表示やパンフレット・冊子等の多言語化、外国人市民と地域住民の相互に理解を深める各種イベントや講座などの開催及び市職員の認識を広めることを目的とした、多文化共生庁内研修を行っています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆国際会議やイベント等の誘致及び支援並びに市民・行政レベルでの様々な分野における国際交流や国際協力をさらに推進するとともに、これらを地域の活性化及び都市としての魅力の向上につなげていく必要があります。
- ◆言葉や生活習慣などの文化の違いを互いに認め合い、地域社会の仲間として共に快適に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現に向け、今後も引き続き、社団法人さいたま観光国際協会をはじめとする関係機関との連携・協力のもと、外国人市民の生活支援や日本人市民との交流・共生を深めるための活動に取り組む必要があります。

(2) 男女共同参画

ア) 概況

○国では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。本計画では、社会経済状況の変化等に対応し、「男性、子どもにとっての男女共同参画」「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」「科学技術・学術分野における男女共同参画」「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の5つの重点分野が新設されたほか、実効性のあるアクション・プランとすべく、それぞれの重点分野に成果目標などが盛り込まれています。

○本市では、男女共同参画拠点施設として、平成16年5月にさいたま市男女共同参画推進センター「パートナーシップさいたま」を設置し、相談事業、情報収集・提供事業、学習・研修事業、団体・交流支援事業などを実施しています。さらに、「女・男(ひと・ひと)プラザ」でも同様の事業を実施しています。

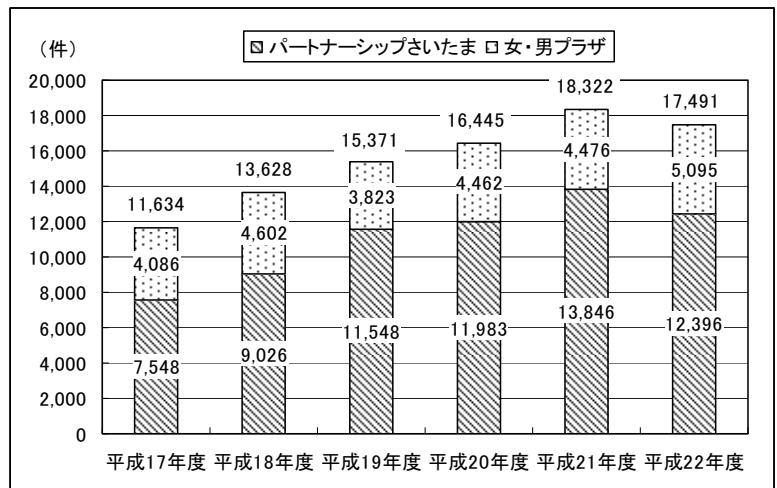


図7-2-1 男女共同参画施設の年間利用者数の推移
出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課資料

○パートナーシップさいたま及び女・男プラザの利用者数は平成22年度では17,491件、平成17年度の11,634件に比べ1.5倍に大きく増加しています。(図7-2-1)

○同様に電話による女性相談件数も一貫して増え続けており、平成22年度では5,505件と対平成17年度比で1.4倍となっています。また、その内訳をみると、夫からの暴力に関する相談件数は、平成22年度では547件で相談件数の9.9%となっています。(図7-2-2)

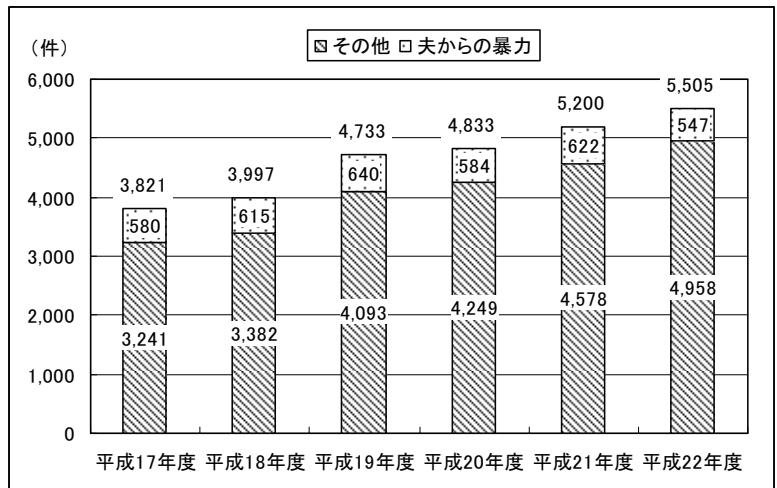


図7-2-2 女性相談件数の推移
出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課資料

○平成 23 年 8 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について、『反対』（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）が 49.4%、『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）が 38.2%となっており、『反対』が『賛成』を 10 ポイント以上上回っています。（図 7-2-3）

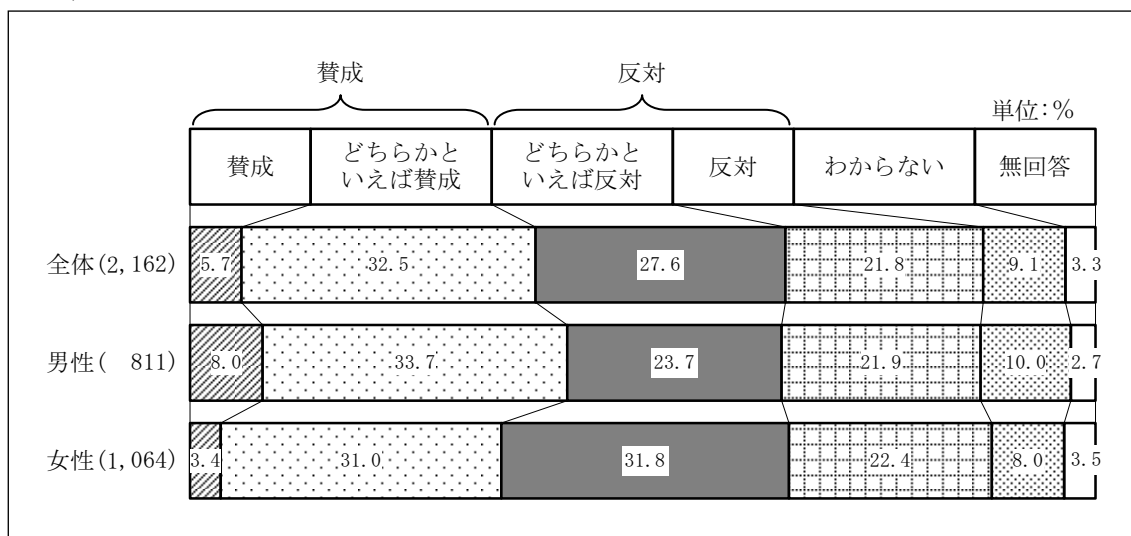


図 7-2-3 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識（男女別）

出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課

「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 23 年度）

注）端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

○また、男女の地位の平等感では「学校教育の場」が65.0%で最も高い回答率となっているのに対し、「家庭生活の場」は27.1%で平成19年1月調査の22.9%より改善されているものの、比較的低い回答率にとどまっている状況にあります。また、「社会通念や慣習など」は14.7%、「職場」は13.8%、「政治の場」は11.8%で、平等感は低くなっています。
(図7-2-4)

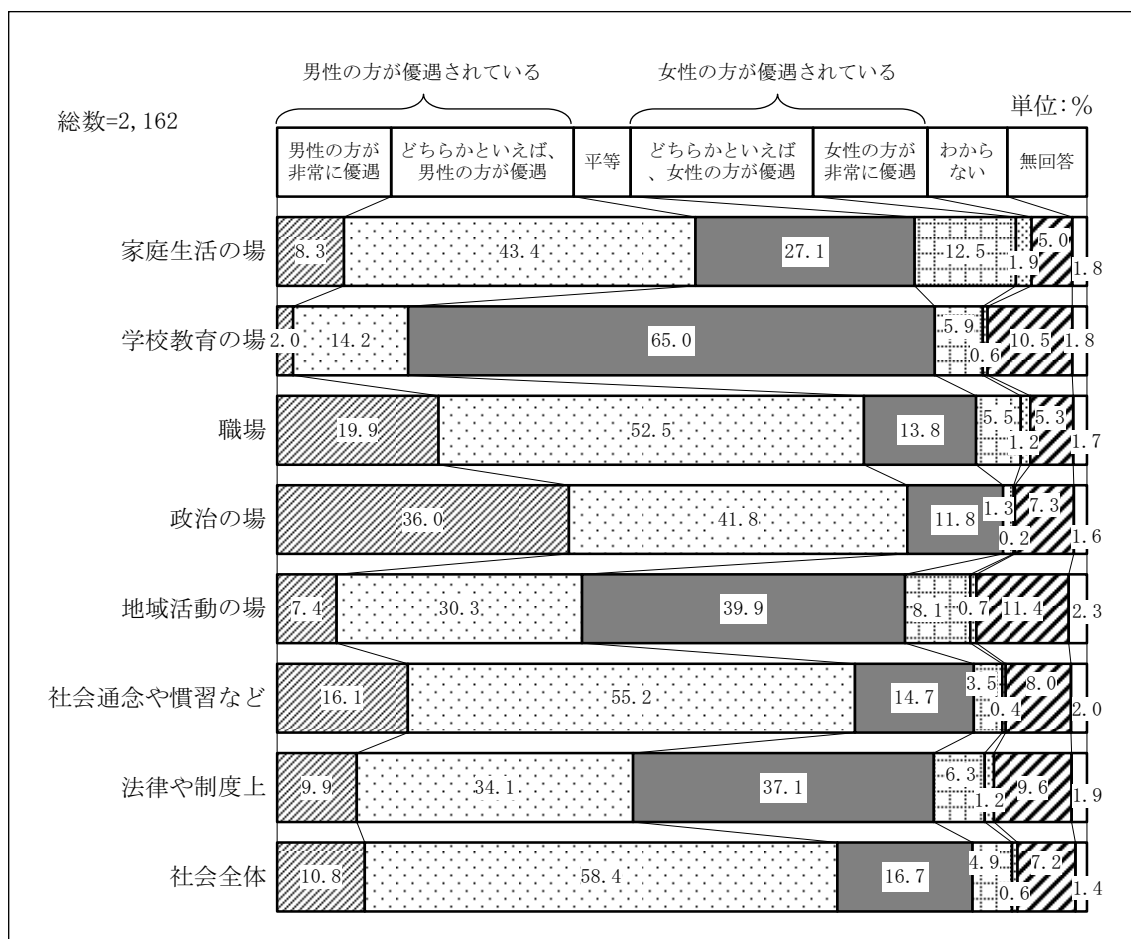


図7-2-4 各分野における男女の地位の平等感
 出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課
 「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成23年度)
 注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値が100%にならない場合がある。

○先述した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、配偶者などからの暴力被害経験が「あった」という回答は、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど身体に対する暴力」で、女性は21.3%、男性は13.4%、「自分や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じた」で、女性は13.0%、男性は4.3%、「いやがっているのに性的な行為を強要された」で、女性は11.2%、男性は1.4%となっており、いずれも女性が男性を上回っています。(図7-2-5)

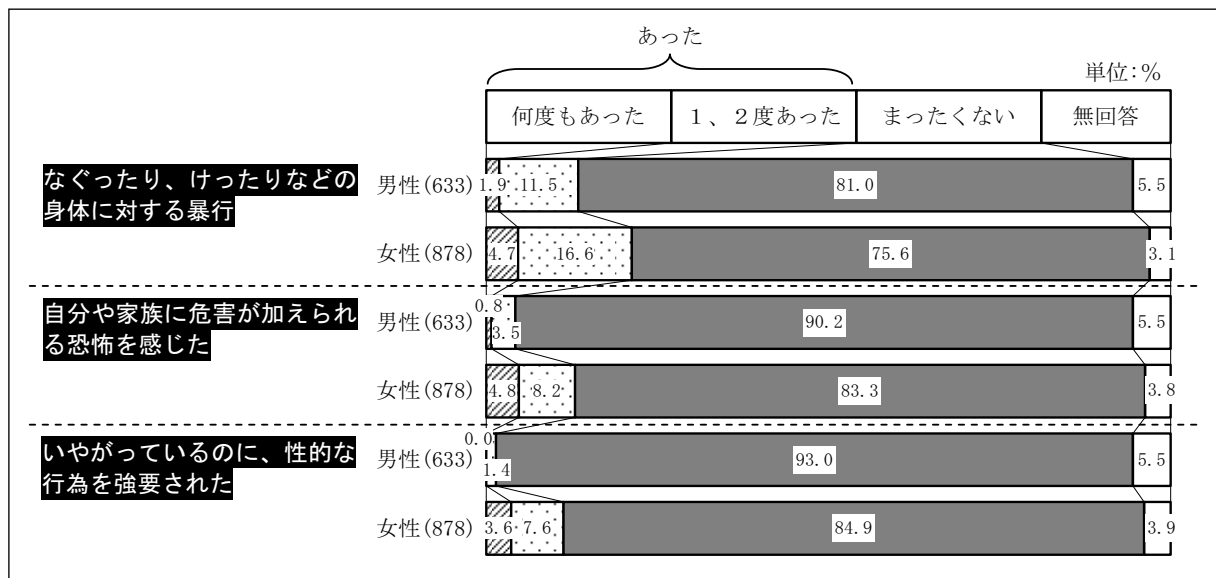


図7-2-5 配偶者などからの被害経験(男女別)

出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課

「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成23年度)

注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値が100%にならない場合がある。

○また、平成21年11月に実施した「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査」によると、高校生や大学生といった若年層においても全体の32.2%がデートDVの被害経験があると回答しており、女性(35.5%)が男性(27.6%)を上回っています。(図7-2-6)

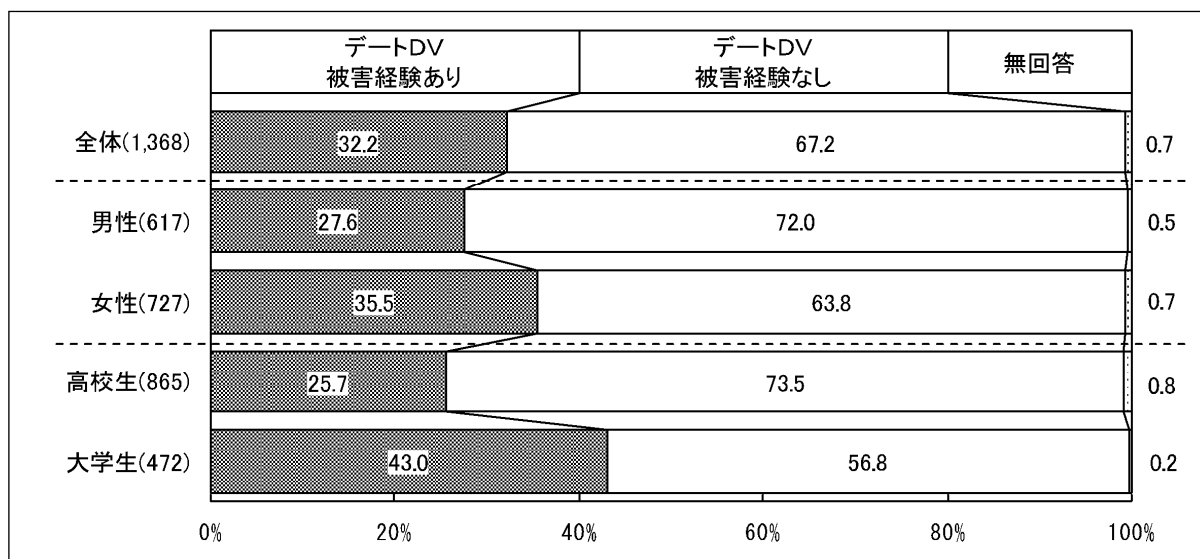


図7-2-6 デートDV被害経験

出典：市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課

「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する

意識・実態調査報告書」(平成21年度)

注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値が100%にならない場合がある。

イ) 本市の主な取組

- 平成 15 年 4 月に、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、だれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的として、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定しました。
- 平成 21 年 3 月には、平成 21 年度～25 年度を計画期間とする「第 2 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、現在は、本計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けた事業を、市民・事業者と連携して推進しています。
- 市の政策・方針決定の場である審議会等委員への女性登用を推進した結果、審議会等における女性委員の割合は、平成 16 年の 23.5%から平成 22 年には 38.3%に増加し、政令指定都市平均の 32.4%、都道府県平均の 33.9%を上回っています。
- さらに、平成 23 年 3 月には、平成 20 年 1 月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正により、市町村に基本計画策定の努力義務が規定されたことを踏まえ、DV の防止と被害者支援の取組をこれまで以上に充実させるため、平成 23 年度～27 年度を計画期間とする「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定しています。

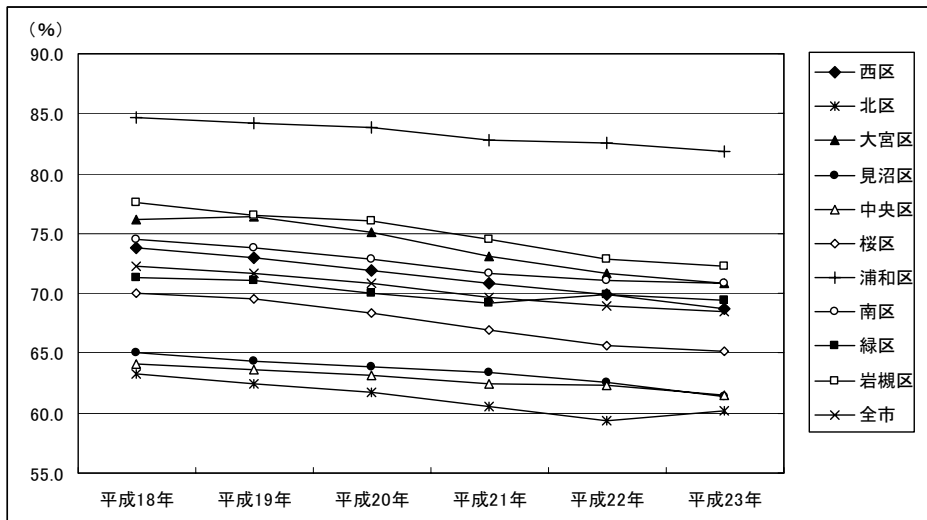
ウ) 今後の重点課題

- ◆性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、家庭や地域、職場など様々な場面で、男女間の格差や不平等を解消し、多様な活動への参画を促すため、依然として根強く残る固定的な性別役割分担を前提とした制度・慣行を見直し、市民一人ひとりの男女平等意識・関心を高めるとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない柔軟な意識を育み、社会全体の気運を高める必要があります。
- ◆配偶者や交際相手等からの暴力から被害者を守るため、市民への意識啓発、早期発見・通報体制の整備及び充実、相談体制の強化及び周知など、関係機関と連携し、暴力の防止から被害者の保護、自立支援に至るまで総合的な対策を講じる必要があります。
- ◆男女共同参画推進センターでは、今後も引き続き、情報の収集・提供、学習や研修の機会の確保、市民の活動・交流の支援などを推進し、また、女性がひとりで悩むことのないよう、生き方、夫婦・親子の問題、職場・近隣の人間関係、心の健康など、相談体制の強化等による支援策の一層の充実及び周知を図る必要があります。

(3) 地域コミュニティ

ア) 概況

- 近年、全国的に少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの変化から、相対的に地域社会とのつながりが弱いと考えられる単独世帯や夫婦のみ世帯が増加していることなどを背景に、自治会や町内会などに代表される地縁的なつながりを基盤とする地域コミュニティの機能低下が大いに懸念されています。
- 一方、我が国全体が安定・成熟型の社会へと移行が進み、今後さらに財政上の制約が強まっていくと予測される中、従来のように行政が地域のニーズを一手に引き受け、様々な課題を単独で解決するのは、もはや限界にさしかかっており、地域コミュニティの機能をいかに維持・向上させるのかが、全国共通の重要な政策課題の1つとなっています。
- 平成18年以降、本市の自治会の加入率は一貫して減り続け、平成23年では68.5%、平成18年の72.3%に比べ3.8ポイント減少しています。区別にみても、平成23年の自治会加入率は、全ての区で平成18年を下回っている状況にあります。(図7-3-1)



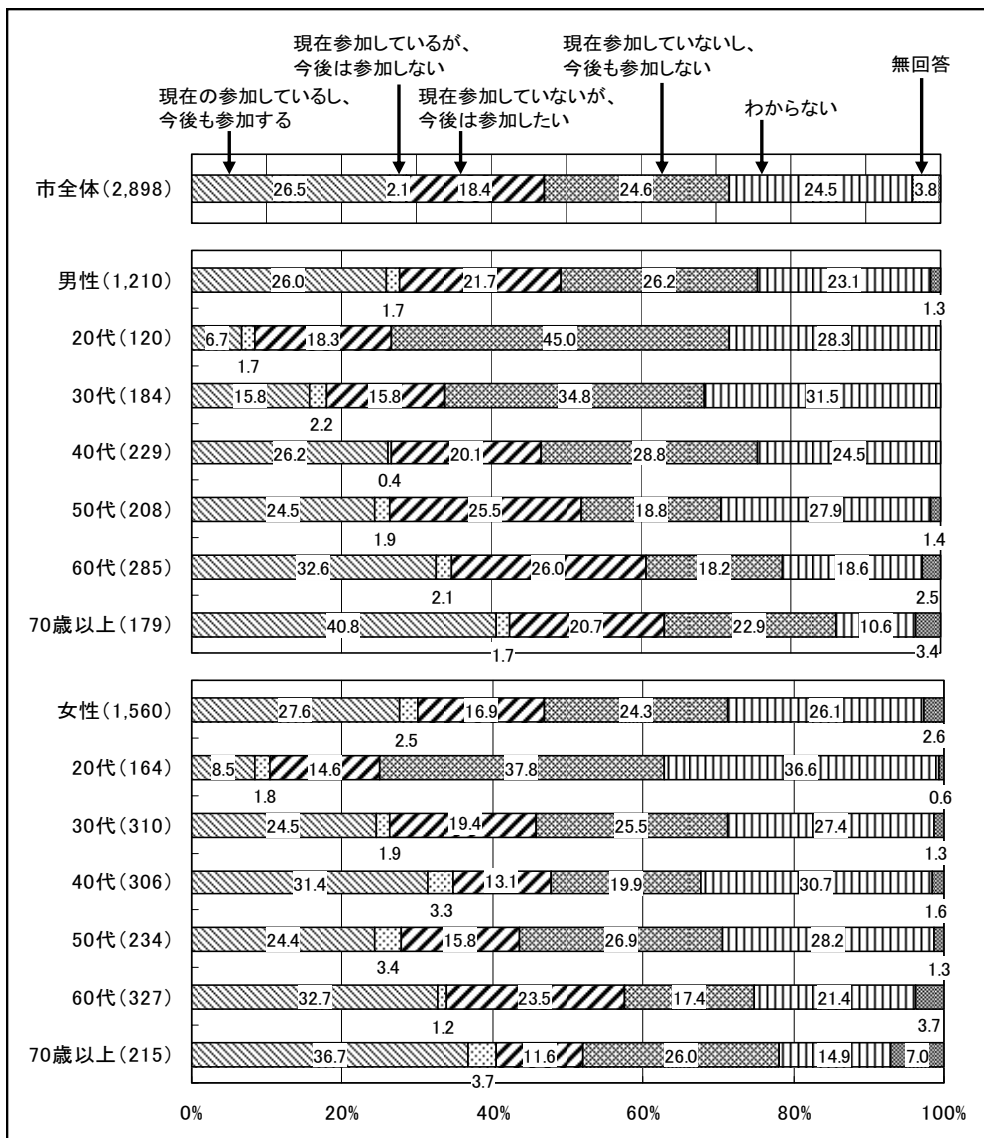


図 7-3-2 地域活動の参加状況と今後の参加意向
 (自治会、婦人会、青年団、消防団などによる地域のまちづくり活動)
 出典：市長公室広聴課「平成 23 年度さいたま市民意識調査」
 注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値が 100%にならない場合がある。

○近年では、自治会等の地域団体だけではなく、地域の課題解決や活性化に向けて、NPO 法人やボランティア団体など様々な市民活動団体の活躍も期待されています。

○地域や社会の様々な課題の解決を目指して活動する非営利で公益的な市民活動団体や、これから活動を始めようと考えている人たちを支援するための施設である「さいたま市市民活動サポートセンター」の登録団体数は、平成22年度末時点で1,236団体であり、平成19年度末時点の371団体から増加し続けています。(図 7-3-3)

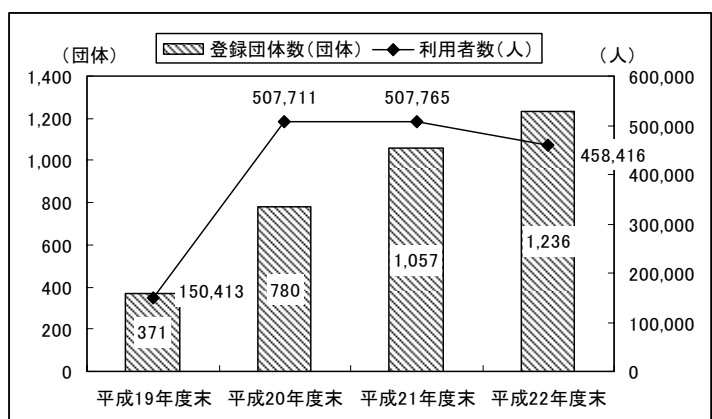


図 7-3-3 市民活動サポートセンターの登録団体数・利用者数
 出典：市民・スポーツ文化局市民生活部
 コミュニティ推進課市民活動支援室資料

イ) 本市の主な取組

- 平成 18 年 10 月、新しい公共⁵¹という考え方のもと、今後、本市が積極的に市民活動を推進し、市民と行政の協働を総合的かつ計画的に実施するため、『「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針』を策定するとともに、平成 19 年 4 月には「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」を施行しています。
- 地域住民のコミュニティ形成の拠点となる施設として、平成 18 年 4 月に片柳コミュニティセンター、平成 19 年 10 月に浦和コミュニティセンターを、また、市民の高まる生涯学習や芸術文化活動へのニーズに的確に対応するとともに、地域の活性化や地域づくりを支援するための中核施設として、平成 17 年 7 月にプラザウエスト、平成 20 年 5 月にプラザノースを開設しています。
- 自治会やボランティア団体、NPO などの市民活動を行っている団体や、これから地域で活動を始めたいと思っている市民を支援するため、平成 19 年 10 月に「さいたま市市民活動サポートセンター」を開設しています。
- 市民と行政の協働の機会を拡充し協働への理解を深めるため、「市民提案型協働モデル事業」(市民活動団体から事業提案を受けて実施)を平成 19 年度～21 年度まで実施しました。
- 市民が市民活動に参加・応援しやすくなる環境づくりの一環として、平成 22 年 3 月に市民からの寄附と市の積立による「さいたま市市民活動及び協働の推進基金（さいたまマツチングファンド制度）」を創設しています。現在、この基金を活用し、市民活動に参加しやすい環境の整備や、市民と行政の協働の機会拡大に取り組んでいます。
- 区民が主体となって、区と区民との協働、区の特徴・特性を活かした魅力あるまちづくりを行うとともに、区政に広く区民の意見を反映させることを目的に、「区民会議」が平成 15 年度から運営されてきました。また、区内において広くまちづくりを行う区長の認定を受けた個々の市民活動団体である「コミュニティ会議」が地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりを推進するために実施する事業に対し、まちづくり推進事業補助金を交付してきました。
- この「コミュニティ会議」については、平成 21 年 4 月 1 日現在、10 区で 310 団体が認定され、補助金の交付を受け実施された事業は、平成 20 年度実績で 45 件となっています。
- 「区民会議」と「コミュニティ会議」については、平成 21 年度から「さいたま市市民活動推進委員会」でそのあり方が検討され、その答申を踏まえ、参加と協働による区政運営の実現を図るため、平成 23 年度より、区民が主体となって、区内の様々な課題を協議し、区長に提言する「区民会議」と、市民活動団体を支援するとともに団体間のゆるやかなネットワークを図り、市民活動及び協働を推進することを目的とする、市民活動団体の登録制度「市民活動ネットワーク」として運用を開始しています。

⁵¹ これまで「官」が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民の協働で担うなど、市民、NPO、企業などが公的な財・サービスの提案及び提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で行う仕組み・体制・活動などを指す。

ウ) 今後の重点課題

- ◆今後、団塊の世代を中心とした多くの市民が、地域社会に生活の重心を移すと見込まれる中、人々が地域とのつながりに新たな生きがいを見出し、引いては地域社会の活性化に結びつけていく必要があります。
- ◆地域のつながりや地域力を維持・向上させるための取組を強化し、地域に暮らす人々が適切に役割と責任を分担し合いながら、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを、様々な面でさらに拡大していく必要があります。